

春の一斉清掃基準日は 4月16日（日）

問 環境課（西館1階）

【担当】下川・久本 ☎37・6102

「自分たちのまちは自分たちできれいにしましょう」を合言葉に市民や事業所の皆さんの積極的な参加をお願いします。また、近年清掃作業中の事故が発生しています。作業の際は自分自身の安全確保を行い、事故などに十分注意をしてください。



・清掃の範囲は、集落内の生活雑排水路および地区公共施設（公民館など）です。
・清掃活動が困難と思われる世帯（高齢者・障がい者など）へは、配慮をお願いします。

3月末と4月初めの土・日曜日に窓口を開設します

小城市ホームページから
年度末 窓口 検索

問 市民課（西館1階）

【担当】空閑・志波 ☎37・6100

3月・4月は、入学や就職、転勤などで住所変更が多いため、土・日曜日の午前中に窓口を開設します。

開設場所

市民課（西館1階）

取扱業務

・住民異動届出（転入・転出など）
・住民票、戸籍などの証明書交付

開設日時

3月	25日（土）	8時30分～12時 （午前中のみ）
	26日（日）	
4月	1日（土）	
	2日（日）	

・印鑑登録および証明書の交付

幹線水路統一川浚えに伴う送水停止について

問 農村整備課（東館1階）

【担当】江頭・三ツ家 ☎37・6127

4月16日（日）に小城市で、4月29日（土）に佐賀市で、嘉瀬川右岸幹線水路統一川浚えが実施されます。川浚えに伴い、次の期間は右岸幹線水路への送水が停止されます。停止期間中は農業用水が取水できなくなり、ご



迷惑をおかけしますが、市民の皆さんのご理解をよろしく願います。
送水停止期間
・4月14日（金）～16日（日）
・4月28日（金）～29日（土）

消防団員を応援する 協力店を募集

小城市ホームページから
消防団員支援優遇制度 検索

問 防災対策課（西館2階）

【担当】古庄・右近 ☎37・6119

各事業所の協力を得て、消防団員にサービスを行う、消防団員支援優遇制度を実施しています。※サービスを受ける場合は、消防団員証の掲示が必要です。県内に事業所を持つ法人や個人商店で、サービスの提供が可能であれば、どなたでも協力店になることができます。皆さんのご協力をお願いします。

市内協力店

・開泉閣（小城町）
利用料金の5%割引
・龍水園（小城町）
利用料金の8%割引
・やきとりラーメン まつしげ（小城町）
団員5人以上で焼酎1本サービス
・菊前寿司（牛津町）
1階店内のみ8%割引（ランチ、持ち帰り、盆・正月除く）
・松乃鮎（小城町）
団員5人以上で焼酎1本サービス

子宮がん検診の受診医療機関を拡大します

小城市ホームページから
子宮がん検診 検索

問 健康増進課（西館1階）【担当】 蘭・北古賀 ☎37・6106



4月1日から、子宮がん検診（個別検診）を受診できる医療機関を拡大します。これまで小城市が指定した医療機関でのみ受診できましたが、県内の登録医療機関であれば、子宮がん検診を受けることができるようになります。

子宮頸がんは20～30歳代で増えています。早期に見し、治療することが重要です。そのためには検診を活用し、受診しましょう。

料金
頸部のみ1,700円
（頸部＋体部2,500円）
※後期高齢者医療保険加入者、生活保護世帯、子宮頸がん検診無料クーポン券対象者は無料です。（子宮頸がん検診無料クーポン券は5月中旬頃、対象者へ郵送します）
※年度内（4月～3月）に集団検診または個別検診のどちらか一方でしか受診できません。

対象 20歳以上の女性
内容 問診、視診、内診、細胞診
※6カ月以内に不正性器出血などの症状がある人は、子宮体部までの検査があります。

平成29年おぎ観桜大会が開催中です！

問 小城公民館（ゆめぷらっと小城内）【担当】 南里・真子 ☎73・3215

平成29年 おぎ観桜大会日程一覧表（4月分）		
第71回 小城観桜バレーボール大会 一般男女	4月2日	三日月体育館 他
第22回 少林寺拳法観桜大会	4月2日	桜岡小学校体育館
第48回 小城観桜バレーボール大会 婦人・シニア・寿	4月9日	芦刈文化体育館 他
第40回 小城観桜少年サッカー大会	4月8・9日	牛津総合公園グラウンド 他
第70回 小城観桜卓球大会	4月16日	小城体育センター
第40回 おぎ観桜少年空手道競技大会	4月16日	牛津武道館
第14回 おぎ観桜ミニバスケットボール大会 男子	4月22・23日	小城体育センター 他
第71回 小城観桜大会兼 第62回 全九州バレーボール総合選手権大会佐賀県予選	4月22・23日	牛津体育センター 他

※3月開催の大会は、3月号の広報『さくら』をご覧ください。



小城市ホームページから
フォトコン 検索

じんけんフォトコンテスト受賞作品

問 人権・同和対策室（西館1階）【担当】熊手・千々和 ☎37・6136

今回初めて、家庭・職場・地域・学校などで日常生活のさまざまな場面や身近な人々を「人権」という視点で捉えた写真を募集し、たくさんのお作品を応募いただきました。

その中から入賞された作品を紹介します。

今後、各公民館や講演会などで展示し活用します。

また、平成29年度も開催予定ですので、皆さんの応募をお待ちしています。

【最優秀賞】



・作品タイトル
「Friend」

【優秀賞】

「じいじのお風呂は最高だよ！」



「姉妹仲良く」



【小城市社会人権・同和教育推進協議会会長賞】

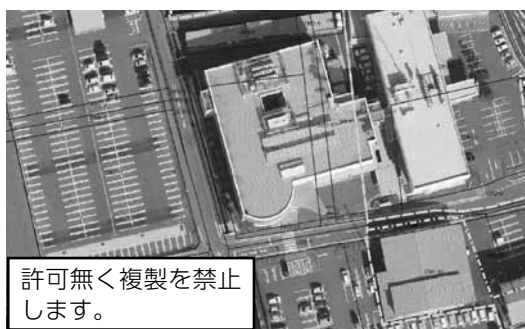
「かえろ」



航空写真で土地の確認ができます

小城市ホームページから
航空写真 検索

問 税務課（西館1階）【担当】小柳・今泉 ☎37・6103



許可無く複製を禁止します。

▲航空写真の見本

写真は、平成28年11月の撮影です。デジタルデータでの交付はしていません。

※ご注意
航空写真は、課税資料として撮影したもので、測量により境界を確定したものではありません。そのため、境界位置などの確認、内容の証明、申請などの資料としての使用はできません。

「相続について登記手続きを行いたいけど、亡くなった家族所有の土地の場所が分からない」、「固定資産税の納税通知書に所有する番地が書いてあるけど、場所はどこなんだろう」など、土地の確認でお悩みはありませんか。

4月から、税務課が保有する航空写真図（カラー）や字図（地番図）、字図付航空写真図の交付を申請できます。

交付窓口

税務課（各出張所市民課窓口では発行できません）

発行手数料

1件につき300円

必要なもの 土地の所在地
が分かるもの

（例）納税通知書、名寄せ帳など）

・印かん（朱肉を使うもの）

特別児童扶養手当および特別障害者手当などの手当額変更

問 高齢障がい支援課（西館1階）
【担当】福岡・中野 ☎37・6108

平成29年度の各手当額の変更が行われます。
特別児童扶養手当と特別障害者手当などの手当額は、0.1%の引き下げとなります。

手当の種類	現在	平成29年4月分～
特別児童扶養手当1級	51,500円	51,450円
特別児童扶養手当2級	34,300円	34,270円
特別障害者手当	26,830円	26,810円
障害児福祉手当	14,600円	14,580円
経過的福祉手当	14,600円	14,580円

軽度・中度難聴児補聴器の購入費を助成します

問 高齢障がい支援課（西館1階）
【担当】土井・辻 ☎37・6108

対象 両耳の聴力レベルが30デシベル以上の人
年齢制限 18歳以下
身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の難聴児に対して、言語の習得、教育などで健全な発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。



※申請には医師の意見書が必要です。また、所得制限があります。
※補聴器の購入前に助成申請が必要です。
詳細はお問い合わせください。

「発達障がい」について正しい理解を

問 高齢障がい支援課（西館1階）【担当】辻・土井 ☎37・6108

4月2日～8日は

発達障がい啓発週間

「発達障がい」とは、自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど、脳機能の障がいです。通常は低年齢に症状が現れますが、最近では「大人の発達障がい」も知られるようになってきました。

【例えば】

- ・こだわりが強く、初めての出来事や決められていることへの変更が苦手。
- ・時間の感覚が分かりにくかったり、不快と感じる音を聞き流せなかったりする。
- ・相手の話が理解できない、思っていることをうまく伝えられない。
- ・読み書きや計算が苦手。
- ・興味のあるものをすぐに触ったり、手に取ったりする。

・目的もなく歩き回ったり、そわそわしたりして休みなく動いている。

ここで示したものはごく一部で、人によって現れ方はさまざまです。このような子どもたちは、その言動や生活の状況が周囲からは理解されず「わがまま」「行儀が悪い」と言われる場合があります。しかし、発達障がいは脳の機能障がいである原因であり、本人の性格的特徴や保護者の育て方によるものではありません。障がいの特性を踏まえた周囲の温かい理解と適切な支援を行っていくことで、一人一人のペースに応じた発達を促し、誰もが自分らしく社会生活に適應することができます。

気になることや悩みなどありましたら、高齢障がい支援課へご相談ください。

6次産業化に取り組んでみませんか

小城市ホームページから

6次産業

検索

問 農林水産課（東館1階）

【担当】桑原・岩崎 ☎37・6125

事業実施期間

決定通知の日～

平成30年3月31日

募集期間

4月1日～随時

市内の農林水産業者の所得向上のために、生産だけでなく、加工や流通・販売などを行う6次産業化への取り組みに対し支援を行います。

対象事業

- ・農林水産業者などが主体的に取り組む事業
- ・商工業者および団体が農林水産業者と連携して取り組む事業
- ・加工品の開発や、新たな販売方式の取り組み、農家レストランなど

補助率

補助対象経費の2分の1以内

※ただし、上限あり

平成29年度固定資産税評価額の閲覧・縦覧ができます

小城市ホームページから

閲覧 縦覧

検索

問 税務課（西館1階）

【担当】今泉・鮎川 ☎37・6103

閲覧・縦覧期間

4月3日（月）～5月31日（水）

（平日のみ）

8時30分～17時15分

閲覧場所

税務課 資産税係
（西館1階）

閲覧対象者

固定資産の所有者、借地借家人など

縦覧対象者

納税者（相続人、納税管理人を含む）

持参するもの

- ・印かん
- ・納税者の本人確認ができるもの
- ・代理人は委任状と本人確認ができるもの
- （免許証、保険証など）
- ・借地借家人は賃貸契約書など

公共下水道供用開始に伴う接続手続き

小城市ホームページから

下水道

検索

問 下水道課（東館2階）【担当】真島・副田 ☎37・6122

3月31日（金）から、次の行政区の一部が供用開始区域（下水道を使用できる区域）になります。

対象行政区

- ・三日月町の社、戊、仁俣、土生、甘木
- ・芦刈町の東戸崎、三条

宅内排水設備工事

下水道を使用するために、宅内排水設備工事が必要です。市が指定している「排水設備指定工事店」に依頼し、工事を行ってください。

工事費用

宅内排水設備にかかる費用は、個人負担となります。

補助制度

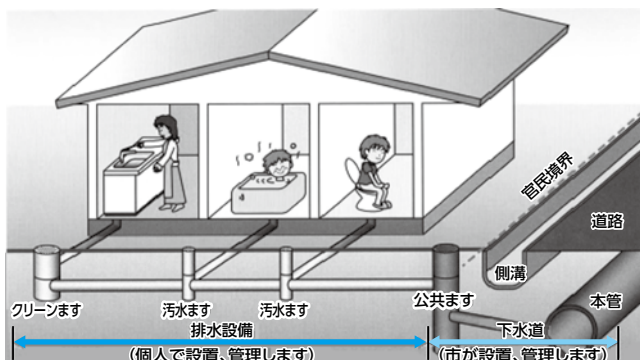
排水設備工事にかかる費用の負担を少しでも軽減できるように、次のような制度を設けています。

・下水道等宅内改造積立金

補助金交付制度

・水洗便所等改造資金利子

補助金交付制度



市では、将来に美しい自然を残すため、家庭からの生活雑排水を、浄化する下水道を整備しています。そのためには市民の皆さんのご協力が不可欠です。下水道供用開始となった区域内の家庭は、早めの接続をお願いします。※区域の確認や詳細は、お問い合わせください。

農地中間管理事業を利用しませんか

問 農業委員会事務局（東館2階）【担当】久原・高木 ☎37・6126

農地中間管理事業とは、

佐賀県農業公社（農地中間管理機構として佐賀県から指定）が、出し手から農地を借り受けて、経営規模の拡大や農地の集約化をする担い手に貸し付けることによって、農地の有効利用や農地利用の効率化を進めていくものです。

募集期間
隨時

※土、日、祝日は受付できません。

農地の借り受けを希望

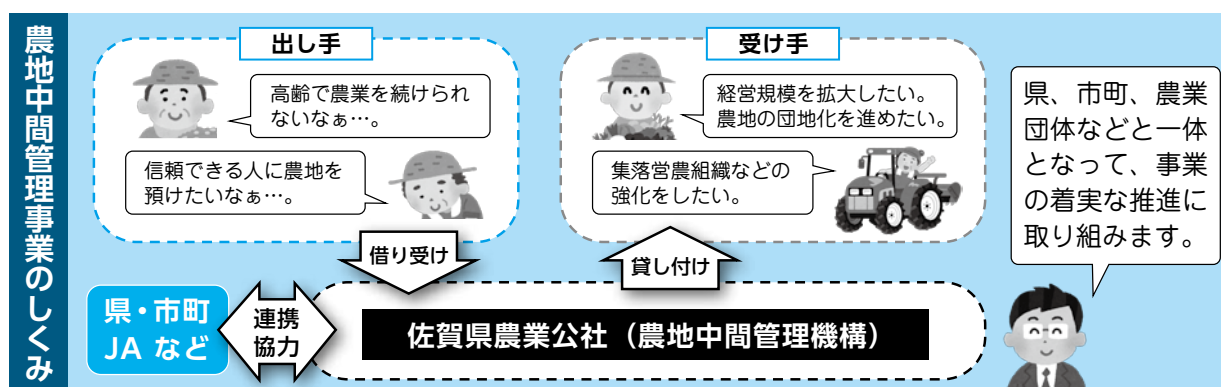
農業公社または農業委員
会事務局に申し込みくださ
い。

佐賀県農業公社

☎
20
•
1
5
9
0

農地の貸し付けを希望

農業委員会事務局にご相談ください。なお、中間管理事業を利用すると、固定資産税が減税される場合があります。



AR動画が
見れます



おぎまंगाの連載をスタートしました

 小城市ホームページから

おぎまんが

問 総務課（西館2階）【担当】高塚・古賀 ☎37・6113



▲この中に市内の名所・名物がたくさん隠れています。

ふるさと小城市を楽しむ
紹介する「おぎまんが」の
連載をスタートしました。
主人公の謎の肥前こま犬
と小城に住む高校生たちが
繰り広げるドタバタ漫画の
中にまちの魅力やキーワー
ドが見え隠れします。隅々
までお見逃しなく！

おぎまんがは小城市広報
番組おぎゅっとのホーム
ページ内をはじめ、フェイ
スブックページ、ピクシブ
などインターネット上で公
開しています。

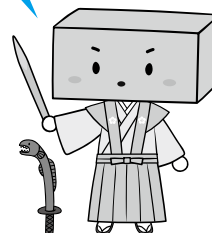
おぎゅっとホームページ
<http://ogyutto.jimdo.com>

退職後の国保の手続きはお早めに！

問 国保年金課（西館1階）【担当】梅木・塚元 ☎37・6101

退職して職場の健康保険の資格を喪失した人は、切り替えの手続きが必要です。期限内の手続きをお願いします。

自動的に切り替わりません！
手続きが必要です。



家族の中で、職場の健康保険に加入している人がいますか？

はい

いいえ

家族の勤務先に扶養に入れる条件をお問い合わせください。

入れない

職場の健康保険に加入した期間が2か月以上ありますか？

入れる

扶養の手続きをしてください。

はい

いいえ

任意継続被保険者制度に加入することができます。
※共済組合など加入期間が1年以上必要な場合もあります。勤務先にご確認ください。

退職日の翌日から20日以内に手続きしてください。（加入期間最長2年）
※期間を過ぎると手続きができなくなります。

【問合せ・手続き先】

全国健康保険協会（協会けんぽ）

佐賀支部 ☎27・0611

※協会けんぽ以外の方は、加入されている組合にお問い合わせください。

※任意継続被保険者制度は、保険料を納付期日までに納付しなかった場合、加入期間中でも資格が喪失します。

国保に加入してください。

退職日の翌日から14日以内に手続きしてください。

◆持参する物

- ・健康保険の資格を喪失した日および国保に加入する人が分かる証明書
または離職日が分かる証明書（離職票など）
- ・マイナンバーの分かるもの（世帯主および加入者全て）
- ・印かん（世帯主および手続きをする人）
- ・身分証明書

【問合せ・手続き先】国保年金課（西館1階）

💡届出が遅れた場合でも、国保への加入日は前の健康保険の資格がなくなった日までさかのぼるため、保険税もさかのぼって計算し課税されます。

試算後の加入をおススメします！

国保は前年の所得によって保険税が決まります。任意継続の保険料と国保税を試算し、どちらの健康保険へ加入するかご検討ください。

- ・国保税の試算 ⇒ 税務課（☎37・6103）にお問い合わせください。
- ・任意継続の保険料 ⇒ 協会けんぽ（☎27・0611）または加入されている組合にお問い合わせください。

就職などで職場の健康保険に加入する場合

届出をしないと国保税は課税され続けます。
14日以内に手続きしてください。

◆持参する物

- ・新しく加入した健康保険証（全員分）
- ・国保の保険証
- ・マイナンバー（世帯主および喪失者全て）

学生で市外に転出する場合

市外に住所を移しても小城市の国保に継続して加入できます。※毎年の届出が必要です。

◆持参する物

- ・学生証の写しまたは在学証明書
※4月から入学する人は入学が確認できるもの
- ・国保の保険証（差し替えます）
- ・印かん

もったいない！

食品ロス を 削減 しましょう！

vol.2



問 環境課（西館1階）【担当】石井・山崎 ☎37・6102

家庭から、日本の食品ロス全体の約半数にあたる年間約302万トンが発生しています。食材別にみると最も多いのは野菜、次いで調理加工品、果実類、魚介類です。

食品を食べずに捨てた理由として多いのは、
「鮮度の低下、腐敗、カビの発生」
「消費期限・賞味期限が過ぎた」

などが挙げられています。

家庭から出される生ごみの中には、手つかずの食品が2割もあり、さらにそのうちの4分の1は賞味期限前にもかかわらず捨てられています。



冷蔵庫内で起きる食品ロスの原因

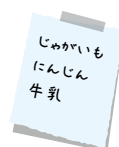
- 食材の買い過ぎ
- 同じ食材を買って、使い切れない
- 食材の賞味期限・消費期限切れなど



冷蔵庫を整理・活用して食品ロスを減らしましょう！

冷蔵庫内の整理

賞味期限・消費期限が近いものや傷みやすい物を手前に置く、食材の品目のメモを書くなど、工夫して冷蔵庫内を整理しましょう。



冷蔵庫の機能の活用方法

冷蔵庫の保存場所を上手に活用すれば、食べ物はさらに長持ちします。

冷蔵庫の機能	食材
パーシャル室（マイナス3度くらいでわずかに凍らせる）	ブロック肉、魚の切り身など
チルド室（0度に保たれている）	スライス肉、豆腐など
野菜室	野菜、果物など

出典（政府広報オンライン もったいない！食べられるのに捨てられる「食品ロスを減らそう」）

ほかにも、多めに作って余った料理や、一度の料理で使い切れなかった肉や野菜は、一回使用分ごとに小分けにして「**冷凍庫**」で保存し、早めに食べ切りましょう。



これからの地域づくり ～高齢化社会に向けて～

問 高齢障がい支援課（西館1階）【担当】今泉・北村 ☎37・6108

1月31日、前厚生労働審議官の原勝則さん（はらかつのり）を講師に、介護保険制度改正と新しい地域支援事業の市民公開講座を行いました。



▲多くの参加者が熱心に聞き入りました。

団塊の世代が75歳となる2025年、65歳以上の高齢者のうち、認知症高齢者の増加、また、一人暮らし高齢者や高齢世帯が今後さらに増加すると推計されます。
住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、新しい住民の支え合いの仕

～超高齢化社会の課題～

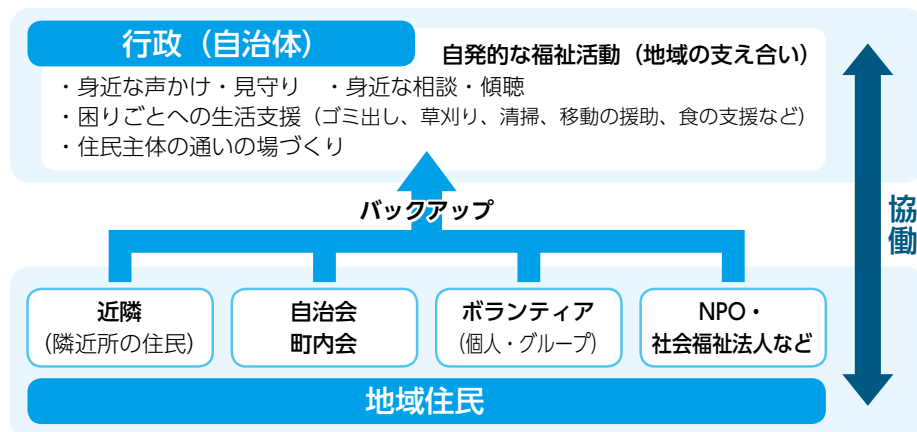
- 2025年には団塊の世代が75歳以上になる
- 独居や高齢者世帯の増加
- 支える人材不足や財政難で行政や介護サービスではまかなえない！

～今後みんなで取り組まなくてはならないこと～

- 介護サービスに代わる地域の受け皿づくり
→通いの場、買い物、食の支援、見守りなど
- 元気な高齢者を増やす
→生きがいづくり・介護予防を行い、要介護認定者の最小化へ

組みづくり（地域づくり）が大切です。
今までは、共助（介護保険や医療保険）が基本でしたが、これからは、自助（健康づくり・介護予防）と互助（生活支援・住民主体の支え合い）の取り組みが重要になり、地域住民同士の助け合いが最も大切になります。

市民公開講座への関心は高く237人が参加しました。
さらにアンケートで、今後地域を支える役として興味があると回答された約60人と介護予防と地域づくりの勉強会を行う予定です。



講演会に参加しての感想

- 少子高齢化が医療・年金・介護に及ぼす影響を学んだ。
- 介護や市の現状と今後の方向性が理解できた。
- 地域を支えるには各個人の協力が大切。
- 互助の大切さを強く感じた。
- サロンや社会参加の充実が必要。

○まずは、自分が健康に気を付けることだと思った。
○行政・市役所の動きが遅い。もっと市民に周知すべき。
などの意見がありました。

今後、定期的に勉強会を行いますので、皆様のご意見をお聞かせください。

